

民生局福祉子ども部監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和6年4月17日から同年6月26日まで

3 監査の対象及び範囲

民生局福祉子ども部の所管に属する令和5年4月1日から令和6年2月29日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の施行に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、次に述べる事項について適正な措置を講じられたい。

- (1) 収入に関する事務

出納員等領収印取扱規程によると、領収印を調製し、又は改刻しようと

する場合は、会計管理者の承認を受け、会計管理者の領収印台帳の登記を経なければならぬとされているが、同規程に基づく経路を経ない領収印が一時預かり保育室で保管されていた。これについては、前回（令和4年度）実施した福祉こども部（子育て支援課）の定期監査においても、調製した領収印（保育園分）について同様の指摘事項となっていたので、出納員等領収印取扱規程に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（子育て支援課）

（2）支出に関する事務

ア 予算決算及び会計規則によると、資金前渡の精算について、事件又は用務終了後10日（休日を定める条例に規定する本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算命令書を作成し、領収書を添えて会計管理者に提出しなければならないとされているが、資金前渡により行われた令和5年度手話通訳者等活動に関する福祉サービス総合補償への加入に係る保険料（掛金）の支出について、令和5年4月3日に用務が終了したものの、同年5月29日に精算手続が行われていたため、今後は、予算決算及び会計規則に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（障害福祉課）

イ 非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例によると、非常勤特別職員の月額で支給する報酬は、その月分を翌月15日までに支給することとされているが、公立保育園等嘱託医師、歯科医及び薬剤師に対する報酬について、令和5年4月分から11月分までの報酬が同年12月26日に支給されていたため、今後は、非常勤特別職員の報酬及び費用弁償条例に基づいた適正な事務処理に改められたい。

（子育て支援課）

（3）財産管理に関する事務

ア 郵便切手の管理において、保有枚数と物品受払簿の残数が一致しないものがあつたため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（生活支援課）

イ 物品会計規則によると、課長等は所管する備品に備品整理票を貼付して整理しなければならないとされているが、次の備品（津久井保育園設置）について備品整理票が貼付されていなかったため、必要な措置を講じるとともに、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

品名	備品番号	金額	取得年月日
加湿空気清浄機	1000002760	84,040円	2020年12月20日

(子育て支援課)